

農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について

令和6年1月10日
(一社)全国農業会議所
全国農業新聞

1. 趣 旨

1月1日から断続的に発生した石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震により、多数の死傷者が出るとともに家屋や公共施設等の倒壊をはじめ農地・農業用施設などにも多大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされています。また、依然として余震が続いており、被災農業者は心身共に極度の疲労状態にあります。

このような状況に対し、農業委員会組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、下記の通り義援金の募集活動を実施することとします。

2. 実施期間

当面、令和6年1月15日(月)から3月29日(金)まで(状況により締切日を延長する可能性がありますので予めご了承下さい)

3. 対象者

農業委員・農地利用最適化推進委員並びに農業委員会事務局職員、都道府県農業会議・全国農業会議所の役職員及び都道府県農業会議・全国農業会議所が事務局を所掌する各種農業経営者組織等の関係者

4. 実施方法

個人による送金を基本とします。1口1,000円にて、1月15日(月)から3月29日(金)までに以下の指定口座に送金することとします。送金手数料は各自でご負担下さい。

なお、市町村農業委員会、都道府県農業会議毎にとりまとめの上、送金いただいても結構です。

《送金先口座名》

①ゆうちょ銀行より送金する場合

ゆうちょ銀行 [口座番号: 00100-3-487564]

口座名 全国農業会議所義援金口座

(加入銘) [ゼンコウノギヨウカイギシヨギエンキョウザ]

②他行より送金する場合

銀行名: ゆうちょ銀行

金融機関コード: 9900

店番: 019

預金種目: 当座

店名: ○一九店 (ゼンコウノギヨウカイギシヨギエンキョウザ)

口座番号: 0487564

口座名 全国農業会議所義援金口座

5. 所得税法に基づく寄付金控除手続について

本義援金の被災地への贈呈後、全国農業会議所所轄の麴町税務署に所得税・法人税の寄附金控除制度適用の照会を行い、改めて都道府県農業会議を通じて農業委員会に通知します。

個人の寄附者が確定申告をする際、この度の義援金募金専用口座であることが確認できる資料として本文書を、送金時の「ご利用明細票」または「振替振込請求書兼受領証」と併せて確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示して下さい。法人の場合は、確定申告書に送金時の「ご利用明細票」または「振替振込請求書兼受領証」を添付するとともに、本文書を書類として保存しておいてください。

また、市町村農業委員会、都道府県農業会議毎にとりまとめた際に必要となる「預り証」の発行につきましては別途ご連絡しますので、送金時の「ご利用明細票」または「振替振込請求書兼受領証」を保管しておいて下さい。

6. 義援金の拠出先

本義援金につきましては、今回の能登半島地震で被災した県に対して被害額に応じて拠出することといたします。

7. 結果報告

全国農業会議所は、義援金額等の活動結果について全国農業新聞等を通じて報告するものとします。

《事務局連絡先》

全国農業会議所農政部

電話：03-6910-1122

FAX：03-3261-5131

e-mail：nousei@nca.or.jp